

伊万里市告示第 98 号

伊万里市U・I・J ターン就職促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

伊万里市長 深浦 弘信

伊万里市U・I・J ターン就職促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、伊万里市内での就職を検討している佐賀県外在住者に対し、市が実施する伊万里市U・I・J ターン就職促進事業（以下「促進事業」という。）への参加に係る費用の負担を軽減し、促進事業への参加を促すため、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成 9 年伊万里市規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 この補助金の補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件全てを満たす者とする。

- (1) この補助金の交付申請時点において、年齢が 45 歳未満の者
- (2) この補助金の交付申請時点において、佐賀県外に住所を有する者
- (3) 市内での就職を検討し、連続した 2 日間の促進事業の参加（訪問する企業の都合等により連続した 2 日間の参加が困難と認められる場合は、この限りではない。）により、移住に伴う生活環境の確認等の情報収集を行う者
- (4) 促進事業の参加のため、市内の宿泊施設に宿泊する者

2 前項の交付対象者の促進事業の参加にあわせて宿泊する世帯員についても、交付対象者とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費は、促進事業の参加のため、市内の宿泊施設への宿泊に要する経費（飲食費を除く。）とする。ただし、1泊分の宿泊費を限度とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、算出される額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助対象者1人（同行する世帯員を含む。）あたりの補助金の上限額は、6,000円とし、同一年度内の利用は2回を限度とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、促進事業に参加する1月前までに、伊万里市U・I・Jターン就職促進事業参加申込書兼補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の身分証明書の写し

(2) 誓約書（別紙1）

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、これを適当と認めるときは補助金の交付を決定し、伊万里市U・I・Jターン就職促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知することとし、交付しないことを決定した場合は、その理由を付して伊万里市U・I・Jターン就職促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付決定内容の変更)

第7条 前項の交付決定を受けた者は、交付決定の内容又は交付決定額に変更が生

じるとき（軽微な変更を除く。）は、伊万里市U・I・Jターン就職促進事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更交付申請書が提出された場合は、当該申請書の内容を確認し、適当と認められるときは、伊万里市U・I・Jターン就職促進事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとし、変更しないことを決定した場合は、その理由を付して伊万里市U・I・Jターン就職促進事業費補助金変更不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消すこととし、伊万里市U・I・Jターン就職促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 促進事業に参加しなかったとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき

- 2 市長は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、伊万里市U・I・Jターン就職促進事業費補助金返還命令書（様式第6号）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定を受けた者は、促進事業に参加した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、支出に係る領収書等の写しを添えて伊万里市U・I・Jターン就職促進事業費補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等に基づき、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊万里市U・I・Jターン就職促進事業費補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 1 条 前条の通知を受けた者は、伊万里市U・I・Jターン就職促進事業費補助金交付請求書(様式第9号)により補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第 1 2 条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。